

皆さんに必要なサービスを提供できるよう市町村と事業者がお手伝いします。流れは次のとおりです。

① 相談

市町村または相談支援事業者^{※1}に相談します。

② 申請

申請用紙に必要事項を記入して、町に申請します。

③ 調査

現在の生活や障害の状況についての調査が行われます。公正を期すため、全国統一の調査項目が定められ、コンピュータで判定されます。

※1 相談支援事業者

都道府県の指定を受けた事業所のことで、障害者福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

※2 受給者証

サービスの支給が決まると交付されます。サービスの利用に必要な大切な情報が記載されていますので大切に扱いましょう。

④ 審査・判定

調査結果をもとに、市町村の審査会で審査・判定が行われ、どれくらいのサービスが必要な状態か(障害程度区分)が決められます。

⑦ サービスの利用

サービスの利用を開始します。

⑥ 認定・通知

サービスを利用する事業者を選択して、サービス利用に関する契約を結びます。

⑤ 認定・通知

障害程度区分や介護する人の状況、申請者の要望などによりサービスの支給量などが決まり、通知され、受給者証^{※2}が交付されます。

▼問い合わせ先＝健康福祉課 社会福祉係 ☎69128

児童医療費 助成制度が 改正になりました

平成18年4月1日から児童医療費助成制度を改正し、3歳未満児(3歳の誕生日の前日が属する月の末日まで)について、医療機関窓口での支払い(保険診療分医療費)が不要な現物給付方式を導入しました。

現物給付を受けるためには児童医療受給資格証と健康保険証を医療機関窓口で提示する必要がありますので、受給資格証の交付をまだ受けていない人は、住民生活課総合窓口で登録申請をしてください。

○手続きに必要なもの

・健康保険証(児童の名前が入ったもの)

・印かん

▼問い合わせ先

健康福祉課 子育て支援係

☎69130

